

国民年金法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十六年一月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第九号

国民年金法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民年金法施行令の一部改正）

第一条 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中第十二号を第十三号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 法第八十九条第二項に規定する申出の受理及びその申出に係る事実についての審査に関する事務

第四条の三の次に次の一条を加える。

（未支給の年金を受けるべき者の順位）

第四条の三の二 法第十九条第四項に規定する未支給の年金を受けるべき者の順位は、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等内の親族の順序とする。

第六条の四中、「妻又は」を「配偶者又は」に改める。

第六条の五（見出しを含む）中、「第八十九条第一号」を「第八十九条第一項第一号」に改める。

第十条第一項中、「第八十九条」を「第八十九条第一項」に改める。

（厚生年金保険法施行令の一部改正）

第二条 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）の一部を次のように改正する。

第三条の二を第三条の二の二とし、第三条の次に次の一条を加える。

（未支給の保険給付を受けるべき者の順位）

第三条の二 法第三十七条第四項に規定する未支給の保険給付を受けるべき者の順位は、死亡した者の配偶者、子（死亡した者が遺族厚生年金の受給権者である夫であった場合における被保険者又は被保険者であった者の子であつてその者の死亡によつて遺族厚生年金の支給の停止が解除されたものを含む）、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等内の親族の順序とする。

第三条の六の二の表第二十三条の二第一項の項中、「第二十三条の二第一項」の下に、「及び第二十三条の三第一項」を加える。

第三条の七第六号中、「特例障害農林年金をいう」の下に、「。第六条の五第七号において同じ」を加える。

第四条第一項中、「第二十三条の二第一項」の下に、「第二十三条の三第一項」を加える。

第六条の五を第六条の六とし、第六条の四の次に次の一条を加える。

(法附則第九条の二第五項第一号に規定する政令で定める年金たる給付)

第六条の五 法附則第九条の二第五項第一号に規定する障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 障害厚生年金及び旧法による障害年金
 - 二 国民年金法による障害基礎年金及び旧国民年金法による障害年金
 - 三 旧船員保険法による障害年金
 - 四 国家公務員共済組合法による障害共済年金、旧国家公務員共済組合法による障害年金及び旧国の施行法による年金たる給付であつて障害を支給事由とするもの
 - 五 地方公務員等共済組合法による障害共済年金、旧地方公務員等共済組合法による障害年金及び旧地方の施行法による年金たる給付であつて障害を支給事由とするもの
 - 六 私立学校教職員共済法による障害共済年金及び旧私立学校教職員共済組合法による障害年金
 - 七 移行障害共済年金、特例障害農林年金及び移行障害年金
- (厚生年金基金令の一部改正)
- 第二条 厚生年金基金令(昭和四十一年政令第三百二十四号)の一部を次のように改正する。
- 目次中、「第三十六条の四」を、「第三十六条の五」に改める。
- 第三十八条ただし書中、「第二十三条の二第一項」の下に、「第二十三条の三第一項」を加える。
- 第三十四条第一項中、「第三百三十九条第七項」及び「同条第八項」の下に(同条第九項において準用する場合を含む。次項において同じ。))を、「第四百四十条第九項」の下に(同条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。))を加える。
- 第三十五条の次に次の一条を加える。
- 第三十五条の二 法第三百三十九条第九項の規定により同条第七項及び第八項の規定を準用する場合には、同条第七項中「育児休業等」とあるのは「産前産後休業」と、加入員(第九項において準用する場合を含む。次項において同じ。))とあるのは「産前産後休業」と、加入員(次項において準用する場合を含む。次項において同じ。))とあるのは「加入員」と読み替えるものとする。

(産前産後休業をしている加入員に係る掛金の負担に関する技術的読替え)

第三十五条の二 法第三百三十九条第九項の規定により同条第七項及び第八項の規定を準用する場合には、同条第七項中「育児休業等」とあるのは「産前産後休業」と、加入員(第九項において準用する場合を含む。次項において同じ。))とあるのは「産前産後休業」と、加入員(次項において準用する場合を含む。次項において同じ。))とあるのは「加入員」と読み替えるものとする。

第一章第六節中第三十六条の四を第三十六条の五とし、第三十六条の三を第三十六条の四とし、第三十六条の二を第三十六条の三とし、第三十六条の次に次の一条を加える。

(産前産後休業をしている加入員に係る徴収金に関する技術的読替え)

第三十六条の二 法第四百四十条第十項の規定により同条第八項及び第九項の規定を準用する場合には、同条第八項中「育児休業等」とあるのは「産前産後休業」と、同条第九項中「育児休業等」とあるのは「産前産後休業」と、加入員(次項において準用する場合を含む。次項において同じ。))とあるのは「産前産後休業」と、加入員(次項において準用する場合を含む。次項において同じ。))とあるのは「加入員」と読み替えるものとする。

(児童手当法施行令の一部改正)

第四条 児童手当法施行令(昭和四十六年政令第二百八十一号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第一号中、「第八十一条の二」の下に、「及び第八十一条の二」を加える。

(国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正)

第五条 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和六十一年政令第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中、「若しくは」を、「又は」に改める。

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令の一部改正)

第六条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令(平成八年政令第十八号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項第三号中、「附則第十一条第九項」を、「附則第十一条第十項」に、「附則第二十三条第九項」を、「附則第二十三条第十項」に改め、同条第六項中、「とす」を、「と、同項第一号中、「七十歳に達する日」とあるのは、年齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日(次号において、「五年を経過した日」という。))と、同項第二号中、「七十歳に達した日」とあるのは、五年を経過した日」とする」に改める。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正)

第七条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成九年政令第八十五号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項の表第七十三条の二第二項第五号の項の次に次のように加える。

第七十三条の二第一項 第六号	組合員	厚生年金保険の被保険者
	第百条の二の二	厚生年金保険法第八十一条の二の二
第七十三条の二第三項	組合員	厚生年金保険の被保険者
第二十三条第一項の表附則第十二条の四の二第二項の項の次に次のように加える。	附則第十二条の四の二 第六項	組合員 厚生年金保険の被保険者

(平成十二年度、平成十四年度及び平成十五年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度の改正に伴う経過措置に関する政令の一部改正)

第八条 平成十二年度、平成十四年度及び平成十五年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度の改正に伴う経過措置に関する政令(平成十二年政令第八十号)の一部を次のように改正する。

目次中、「第十三条」を、「第十三条の二」に改める。

第十三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして、「(高齢厚生年金の支給の繰上げに関する経過措置)」を付し、第二章中同条の次に次の一条を加える。

第十三条の二 平成十二年改正法附則第十七条第一項に規定する者(同項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第五条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の三第一項ただし書に該当する者を除く。))が平成十二年改正法附則第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第五条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の三第一項の規定による国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日において、当該申出があつたものとみなす。

(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令の一部改正)

第九条 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令(平成十四年政令第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項の表国民年金法第二十八条の項中「年金たる給付」を、「による年金たる給付」に改め、同表国民年金法第八十条の項中「第八十条」を、「第八十条第二項」に改め、同表国家公務員共済組合法第七十八条の二第一項の項及び地方公務員等共済組合法第八十条の二の項中「。以下この条において同じ」を削り、同条第二項の表昭和六十一年国民年金等経過措置政令第二十三条の項中「読み替えられた新国民年金法」を、「読み替えられた国民年金法」に、「給付」を、「給付」に改める。

給付（移行年金給付を含み、）を 若しくは 給付（）

又は 給付（）に改める。

給付（移行年金給付を含み、）に改める。

（独立行政法人農業者年金基金法施行令の一部改正）
 第十条 独立行政法人農業者年金基金法施行令（平成十五年政令第三百四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「独立行政法人農業者年金基金法（以下「法」という。）を「法」に改め、同条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。
 （未支給の年金給付を受けるべき者の順位）

第一条 独立行政法人農業者年金基金法（以下「法」という。）（第二十二条第三項に規定する未支給の年金給付を受けるべき者の順位は、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等内の親族の順序とする。）
 第四条第二号及び第七条第二項中「第一条第一項第二号」を、「第一条の二第一項第二号」に改める。

第二十五条第一号中「第八十九条」を、「第八十九条第一項」に改める。
 （国民年金法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第十一条 国民年金法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第三百九十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「第六条の五」を、「第六条の六」に改める。
 （社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部改正）

第十二条 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）の一部を次のように改正する。
 第四十五条第一号中「妻」を、「配偶者」に、「すべて」を、「全て」に改める。

（死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第十三条 死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百八十号）の一部を次のように改正する。

第三条第六項中「とする」を、「と、同項第一号中「七十歳に達する日」とあるのは、「老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日（次号において「五年を経過した日」という。）」と、同項第二号中「七十歳に達した日」とあるのは、「五年を経過した日」とする」に改める。

第九条中「第十一号」を、「第十二号」に改める。
 第十六条第一項中「又は兄弟姉妹」を、「兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族」に改める。

附則
 （施行期日）
 1 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 （経過措置）
 第十三条の規定による改正後の死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令第十六条の規定は、この政令の施行の日以後に同条第一項に規定する死刑再審無罪者が死亡した場合について適用する。

法務大臣 谷垣 禎一
 厚生労働大臣 田村 憲久
 農林水産大臣 林 芳正
 内閣総理大臣 安倍 晋三